

序 文

本報告書は、日本弁理士会中央知的財産研究所において、2021年12月から2024年4月までに開催された、「イノベーションに資する技術情報の活用方策—先使用、ライセンス、消尽の視点を中心に—」をテーマとする研究部会の研究成果を取りまとめたものである。

会員外研究員7名、会員内研究員6名で構成される本研究部会は、原則月1回のペースで各研究員の報告と全員によるディスカッションとの形式で研究を継続してきた。研究開始当初から新型コロナウイルス感染症蔓延の影響により、一堂に会しての研究会は実施できず、毎回オンライン会議システムを利用した開催となったが、このようなシステムの利用にも次第に慣れ、対面で開催する研究会と遜色なく研究を行うことができたと思う。

研究テーマは、技術情報の活用方策の根幹をなす特許制度に着眼するならば、権利行使の限界を示す消尽との関係の規律はいかにあるべきかという問題点、技術情報を特許出願することなくノウハウとして利用する場合に着眼するならば、その後他社によって同様の技術情報について特許出願された場合に、未出願のノウハウの利用を継続し得る方策としての先使用権の成立要件やその活用範囲という問題点、更にはモノからコトへといわれる産業構造の変化に伴い、特許製品の譲渡による特許権の消尽を回避する方策として、物の譲渡に代えて権利の賃貸借（ライセンス）を活用するといった契約処理によることの肯否など、いずれも伝統的な工業製品において実施されている特許権にとどまらない、広がりのある技術情報の活用場面において生起する問題点ということができる。

本研究部会の研究員は、本研究テーマに造詣の深い大学教授や、本研究テーマに関係する訴訟に直接関与してきた元裁判官や弁護士といった会員外研究員と、扱う事案について法律的側面だけでなく技術的な側面からも研究を実践してきた弁理士といった会員内研究員とで構成されており、共に学び共に議論するといった理想的な協調関係が築かれてきたといえる。また、研究テーマの中では、先使用権を扱う研究員が最も多かったこともあり、2023年3月には、実に久しぶりに聴衆に会場に集まってもらって、盛況のうちに先使用権に関する当研究所主催の公開フォーラムを開催することができ、その成果も本報告書に搭載している。

本報告書が、技術情報の活用方策について日々頭を悩ませている方々に、何がしかのお役に立たせて戴ければ幸いである。

令和6（2024）年4月30日

日本弁理士会中央知的財産研究所

「イノベーションに資する技術情報の活用方策

—先使用、ライセンス、消尽の視点を中心に—」研究部会

主任研究員 高林 龍